

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当課長 殿
(各地方整備局等河川部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道企画課管理企画指導室企画専門官

除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の
適用期限の延長について

本税制については、適用期限が令和 8 年 3 月 31 日までとされていたところ、地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、適用期限が令和 10 年 3 月 31 日まで 2 年延長されることとなりました。

適用対象は令和 4 年 4 月 1 日以後に公共下水道の供用が開始された排水区域内の工場又は事業場において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限定され、対象となる装置について変更の措置が講じられています。

(※) 概要は別紙のとおり。

各下水道管理者におかれましては、除害施設設置促進に当たり、本税制措置の活用は有用であることから、度々発生している油脂類による管渠閉塞事象の対策等、適切な下水道の維持管理等の観点から事業者等に対し、行政指導等や融資制度の支援のほか、本税制措置の活用をお願いいたします。

なお、本税制特例措置の適用対象者以外の者に対しても、引き続き除害施設の設置の促進に努めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対し、本件について周知いただきますようお願いいたします。

以上

除害施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）の概要
（令和 8 年度及び令和 9 年度）

○期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）

○対象者

従前と変更ない。

【参考】

令和 4 年 4 月 1 日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日以前から引き続き事業を行う者に限定する。

○税率

従前と変更ない。

【参考】

課税標準の特例率

（ア）大臣配分又は知事配分資産 5 分の 4

（イ）その他の資産 5 分の 4 を参酌して 10 分の 7 以上 10 分の 9 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

○対象装置

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置

【参考】令和 8 年 3 月 31 日まで

沈澱又は浮上装置、油水分離装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、イオン交換装置